生駒市消防本部訓令甲第１号

生駒市消防事務決裁規程及び生駒市消防文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成２６年３月３１日

生駒市消防長　藤田 隆文

生駒市消防事務決裁規程及び生駒市消防文書規程の一部を改正する訓令

（生駒市消防事務決裁規程の一部改正）

第１条　生駒市消防事務決裁規程（平成７年４月生駒市消防本部訓令甲第１号）の一部を次のように改正する。

第３条中「主査を置く課にあっては、主査」を「副係長を置く課にあっては副係長、主査を置く課にあっては主査、副係長及び主査を置く課にあっては主査」に改める。

第５条第３項中「副消防長」を「次長」に改める。

（生駒市消防文書規程の一部改正）

第２条　生駒市消防文書規程（昭和４４年５月生駒市消防本部訓令甲第８号）の一部を次のように改正する。

様式第８号中「係長・主査」を「係長・副係長・主査」に改める。

附　則

この訓令は、平成２６年４月１日から施行する。